

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成31年1月29日付けで再審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした労働者災害補償保険法による遺族補償給付及び遺族補償年金前払一時金を支給しない旨の処分を取り消すことを求める。

第2 事案の概要

- 1 請求人の亡家族（以下「被災者」という。）は、平成3年4月1日、会社A（以下「会社」という。）に雇用され、平成24年4月1日からは、B所在の会社C支社D支店の支店長として、事業場を統括していた。
- 2 被災者は、平成26年4月3日、C支社で行われた会議において、発表中に突然倒れた。直ちにE医療機関に救急搬送され、「右被殻出血」と診断され開頭血腫除去術が施され、その後、同年5月22日、F医療機関に転医、同年10月1日、G医療機関に転医して治療が続けられたが、平成〇年〇月〇日、F医療機関にて死亡（以下「本件死亡」という。）した。死亡診断書には、「直接死因：脳出血、直接には死因に関係しないが直接死因の傷病経過に影響を及ぼした傷病名等：脳梗塞、死因の種類：病死及び自然死」と記載されている。

請求人は、被災者の「右被殻出血」は業務上の事由によるものであるとして、未支給の休業補償給付を請求したところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「第一次処分」という。）をし、同処分につき審査請求を経て再審査請求を行ったが、当審査会は、平成30年2月21日付けで再審査請求を棄却している（平成29年労第162号事件。以下「前裁決」という。）。

- 3 本件は、請求人が、被災者の本件死亡は業務上の事由によるものであるとして遺族補償給付及び遺族補償年金前払一時金を請求したところ、監督署長は、第一次処分の後続請求であり、業務の過重負荷が原因となって「右被殻出血」を発症したものと認められないとして、これを支給しない旨の処分（以下「本件処分」

という。)をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。

- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成31年4月26日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

### 第3 当事者の主張の要旨

#### 1 請求人

(略)

#### 2 原処分庁

(略)

### 第4 争点

被災者の本件死亡が、業務上の事由によるものであると認められるか。

### 第5 審査資料

(略)

### 第6 理由

#### 1 当審査会の事実認定

(略)

#### 2 当審査会の判断

(1) 請求人は、被災者の本件死亡は過重業務による業務起因性があり、「右被殻出血」はD支店長として勤務していた当時、長期間にわたる長時間労働や精神的緊張（質的過重性）等の過重業務により発症したことは明らかである旨主張する。

(2) しかしながら、被災者に発症した「右被殻出血」が、発症に近接した時期における特に過重な業務や発症前の長期間にわたる著しい疲労の蓄積をもたらす特に過重な業務に就労したことに基づくものとは認められず、その疾病の発症が業務上の事由によるものとはいえないことは、前裁決に説示のとおりであり、被災者はその発症後に業務には就いてはいないことを併せて考慮すれば、本件死亡についても、過重な業務が原因となっているということはできないし、他にこれを裏付けるに足りる客観的で信ぴょう性のある資料はない。よって、被災者の本件死亡も業務上の事由によるものということとはできない。

#### 3 結論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。

令和2年2月14日